



桜花の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

重要情報

1. 本年度税制改正法案が可決、4/1より施行

荒れ模様の今国会ですが、今年の税制改正が成立し、4月より施行スタートしています。今年の目玉は事業承継税制です。事業会社（資産管理法人・風俗を除く）の株式の贈与相続税が大幅に手当てされます。

2. 中小企業向けIT導入補助金の一次公募スタート

2018.4.20-6.2補助金申請が開始します。経理・POS・在庫仕入管理・情報管理などで有用なソフトの導入費用が最大1/2（15万円～50万円）助成されます。IT導入補助金HPを確認の上、ソフト販売事業者にご相談ください。

3. 消費税率10%引上げと経過措置、来年に迫る

前回同様2019.10.1の10%引上げ時についても、同年3.31前に締結された工事請負契約や賃貸借契約等については、引上げ後も8%の税率が維持される経過措置が設けられています。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バナー)



【中国：満洲里】黒竜江省から内蒙古自治区にあるロシアとの国境の町、満洲里に夜行列車に到着しました。1945年敗戦の直前、29歳で赤紙を受け取った祖父は、妻子を残し海拉爾（ハイラル）に召集されますが、兵士として一度も弾を打たず、満を持して攻め入ってきたロシア軍に拘束されました。ここ満洲里に連行されたとき、中国語の話せた祖父は現地の奥さん方が自分たちを哀れんでいるのを聞いて、シベリア抑留を知ったそうです。中国国鉄の切符はここまでです。ロシア鉄道へ接続する国際切符も、無事に購入できました。祖父の足跡をたどり、「陸路」での旅は続きます。

☆事務所からの連絡☆

2019.10月に予定される消費税率の10%引上げ関連の税制改正が可決交付され、経理にも大きく影響することになります。関連資料を同封しましたので、必ずご覧ください。

5月のイベント

- ・個人住民税の通知（特別徴収）
- ・自動車税の納付
- ・3月決算法人申告期限

税金マメ知識

同族経営で悩ましいのは事業承継です。優良法人であるほど株式の税務上の評価額は高く、株式に課される多額の相続・贈与税が、後継者への円滑な承継を阻害します。そこで、行政へ届け出のもと、事業の継続を条件に、後継者への経営交代（株式の引渡し）時に課される相続税・贈与税の納税を猶予（当事者の死亡や会社の破産等で免除）しようというのが事業承継税制というわけです。

この制度はかなり前からあるのですが、使い勝手が悪く利用は伸びませんでした。しかし今年、10年限定で大幅な規制緩和が図られました。猶予割合を100%とし、後継者や贈与者も1名限定から複数名へと拡充、さらには8割以上の雇用維持を必須から努力義務へ緩和、猶予取消時の納税額も一部減免可能となりました。ただし、資産管理会社は対象外ですし、そもそも会社の株に評価がつかない企業も対象外となります。もっとも、税より先に「後継者」そのものが、一番の課題ではありますが…

晩酌のじかん

子どもの新学期が始まると、自分まで年月の経過や節目を感じます。正月とはまた違った感覚ですね。子の成長と反比例的に自らの衰えを感じ、平日自宅禁酒を始めました。夜に読書の時間ができました。禁酒は自宅限定ですので、誘われればホイホイ飲みに出ちゃいますけど。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red